

特別寄稿

毛利高政と毛利重政

どちらが兄か

甲 斐 素 純

(以珠郡九重町大字松木

以珠郡史談会所属)

はじめに

平成十七年三月毛利高政が築いた「穴太積」石垣の残る角牟礼城（玖珠郡玖珠町大字森）が、国指定史跡となった。地元で角牟礼山の保護・顕彰に永年努力されている「つのむれ会」では、此度『角牟礼今昔』という冊子（四六版・約三〇〇ページ・定価一五〇〇円）を刊行した。

この書は角牟礼城に関する最新の学術成果が盛り込まれており、筆者は本書の企画・執筆・編集に参加した。筆者が執筆した「第三章毛利高政と日田・玖珠」の中では、第一節高政の出自と活躍、第二節高政の日田入部はいつか、第三節角牟礼の築城―高政は居城したのか？、



第四節関ヶ原合戦と高政、第五節高政の佐伯入部と塩屋城、第六節高政の領内統治を論じている。次の「第四章 森藩と久留島氏」では、小さくても城主（二万四千石）として、入国当初は高政が築き残していった角牟礼城に入城したことを明らかにした。そして幕府の命に依る、城の破却と再建計画。江戸期を通じて城の管理はどうだったのかを記してある。

『角牟礼今昔』執筆の中で、今回貴会誌に特別寄稿をお許し戴いた拙稿も含まれていたが、全体スペースの中で割愛せざるを得なかったものである。何かの参考になれば、幸甚である。

過去佐伯藩へは、森藩三代久留島通清の四男高久とその弟高定が養子に入るなど深い関係もあり、今後共に当玖珠郡史談会（会誌『玖珠郡史談』第五十七号まで刊）と、交流・情報資料交換をお願いしたいものである。

### 一、佐伯の毛利家では

大分県内にあつて、佐伯藩初代藩主毛利高政についてはある程度理解されているが、その兄弟「重政」については、あまり知られていないようだ。まず高政子孫の毛

利家家譜（『新訂寛政重修諸家譜』第十七巻）をみると、高政には兄はなく弟として「吉安」（権八・九郎左衛門）がいて、兄（二万石）の所領の内から二千石を分かち給うとある。

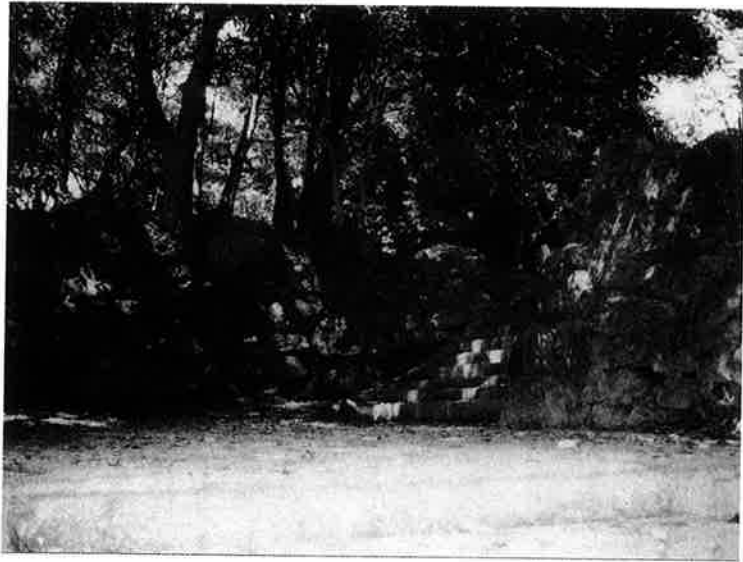
高政の箇所の最後に「諸家譜」の編者の注として、「毛利兵橋元苗もとひでが今の呈譜に、家祖十郎左衛門重高、永禄四年死す、法名元水。長男兵橋ひょうきょう、後豊後守重政は、當家の祖にして二男伊勢守高政は彼家の祖なり（中略）、當家の譜に合せ考ふるに、彼十郎左衛門重高は、九郎左衛門高次と法名同じといへども」（二〇九頁）とあり、重政子孫（元苗）の主張と高政子孫の系譜が混乱（二両家をの々異動ありて一定せず）している。そして、「これを合わせて考ふるに、重政は慶長二年の死、年四十七、高政は寛永五年の死、年七十なり、しかるときは高政は重政が弟なるがごとし」とも記している。この通りだとすると、重政が寛永五年まで生きていれば、七十八才となる。

『佐伯市史』（昭和四十九年五月、佐伯市）では、「毛利氏略系」を示して高次の子毛利高政とその弟「森吉安」を記し、森吉安の所には「称毛利兵橋重政、初兵橋又権六、後九郎左衛門尉」（一五二頁）と記す。また「人物志」

のコーナーでは、「秀吉と輝元が和睦した天正十年以後同十五年までは、高政は森勘八郎、弟吉安は森兵吉（または権六）と名乗っていた」（七七二頁）というように、文禄四年（一五九五）九月日の太閤朱印状の二千石弟権六を兵橋としている。

また一方『日出町誌』（昭和六十一年三月・日出町）では、「第五節 大友氏滅亡後の日出」の箇所で『日出図説考、南仁王部』に収録されている「日出庄若宮八幡由来」を引用して、大友氏滅亡後の代官・領主の変遷を解説している。それに依ると、「文禄元壬辰年（三年の誤）より森兵吉（毛利兵橋）御代官にて、当所悉く取つぶし其上日出庄若宮八幡宮社壇を破却し、浮津江之中洲に流し捨てたり……三年当初御代官、其身大病にて死去」とある。また同書の「若宮八幡宮」の項では、「兵橋は耶蘇宗にて神社仏閣を破壊す」（六八一頁）ともいう。

そして同町誌の筆者は、「毛利兵橋は佐伯城主となる毛利高政の弟で、重政または吉安と称した。（中略）毛利高政は文禄三年に日田の月隈城主三万石（ママ）として入城し、日田・玖珠郡の豊臣氏蔵入地の代官となった。このとき弟の吉安も、日出の代官となったのである」（六八一―二頁）



毛利高政が築いた日隈城大手門石垣(日田市)

という、そして吉安＝重政の解説をした後、「このように重政の生存があきらかであるのに、なぜ兵橋が大病で

死んだと「日出凶跡考」は伝えているのであろうか」（六八二頁）という。

これらは、町誌の筆者が佐伯毛利氏の家譜や佐伯市史類の主張・解説を、そのまま取り入れたために生じた矛盾である。

## 二、重政側では

毛利重政の子孫が幕府へ提出した家譜（『新訂寛政重修諸家譜』第十卷）をみると、『諸家譜』の編者は「十郎左衛門重高が長男を豊後守重政、一男を伊勢守高政という、豊臣太閤の命により、兄弟おなじく毛利輝元がもとに質たりしとき、輝元が申旨あるにより、太閤の命をうけて大江氏毛利にあらたむといふ。今按ずるに、家伝の説、毛利伊勢守高標が譜牒と互に異同あり」（三二五頁）という。

子孫もとひて元苗が提出した『家譜』の「重政」には、兵橋・豊後守・従五位下、初森を称す。織田右府（信長）に属し、のち豊臣太閤につかへ豊後国木付城を賜はりて住す。慶長二年五月六日、かの地をいで死す。年四十七。法名西林、妻は大友左衛門督義

鎮が女。

とある。

またその子「重次」（同家は代々「兵橋」を名乗る）の箇所には、

父重政死するとき、重次幼稚なるがゆへ、その家を継事を得ずして流浪す。のち片桐且元について東照宮にこひたてまつり、豊臣秀頼につかへ、讃岐国のうちにをいて采地をたまひ、すでにして讃岐国を生駒讚岐守一正に賜ふがゆへ、また且元をもつてこひたてまつりしかば、備中国小田郡のうちにをいて三百石の地を賜ひ、慶長十七年九月二十八日御黒印を下さる。十九年且元にしたがひて大坂を退き、御旗下に参り、則且元が手にありて御陣に従ふ。ほどなく且元卒して、男出雲守孝利、をよび其弟半之丞為元に属して、かの領地撰津国茨木にあり。すでにして為元に就いて江戸に参候し、こふ旨ありしかば、これをゆるされ、寛永十七年三月二十日めされて大猷院殿（家光）に奉仕し、大番となる。十月二十一日死す。年四十七。

とある。備中国小田郡内で三百石の黒印状を下附された

とあり、『岡山県史』第六巻をみると小田郡内の三百石の地は、明治元年（一八六八）まで代々毛利家に継承されている。またこの旗本毛利家の知行所は、その内の里山田であった。

ところで、徳島県立図書館所蔵の「蜂須賀家系譜」の「家政」の項には、「同十二<sup>（天正）</sup>乙酉四月、秀吉公四国征伐ノ時公ハ讃州志度ノ浦ヨリ攻入、平均シテ阿州ヲ賜、（中略）同五月入国（中略）、前所、城々二人数ヲ入置（中略）西条ニ森監物同助兵衛同久兵衛（中略）守ラシム」とある。秀吉重臣の蜂須賀家政が秀吉の四国征伐後阿波を勲功の地として賜わった時に、森監物は端城九城（一宮城・岡崎城・西条城・川島城・脇城・大西城・富岡城・仁宇城・鞆城）の内、讃岐押えとして「西条城」を預かり、城番をしている。

また家政の子「至鎮<sup>よししげ</sup>」の所には、「毛利兵橋領、同郡川崎、三俣ノ二村也（中略）天正十七年坂野郡古高御改帳ニ右二村千八十二石余也、（中略）毛利兵橋ハ豊後ノ内ノ城主也、薩州攻ノ時筑紫ノ渡リ関戸ノ津ニ、毛利兵橋・同勘八ヲ指置ル、コト、諸書ニ見ヘタリ、（中略）日森監物本同氏ニテ、至テ近親也ト云々」とある。



蜂須賀家家臣が藩に提出した由緒書。イロハ順に収録されている。

先に重政の子孫が提出した家譜をみてきたが、そこでは「讃岐内にをいて采地をたまひ」というが、先の「蜂須賀氏系譜」では阿波国川崎・三俣二村千八十二石を領している。近親の森監物の仕える阿波の方が、正しいと思われる。

### 三、監物子孫は

では次に、森監物を先祖に持つ阿波藩士十二代森久兵衛長弘が藩に提出した書類、つまり天保五年（一八三四）藩へ提出した先祖書を集めた、「阿波藩蜂須賀家家臣成立書併系図」（徳島大学附属図書館所蔵）の森家「初代森監

物某」の項には、「尾張国住人 森十郎左衛門重高弟」とある、先の毛利兵橋元苗が提出した先祖書と合わせると、監物は重政、高政と兄弟ということになるのだが、監物子孫側では、「監物甥」と称している。

参考までに、右の家臣成立書中の森監物の事蹟を記すと、

初名勘右衛門、尾州森之邑出生仕候。右以前之先祖相分不申候。太閤秀吉公え仕、福聚院様（蜂須賀正勝）え奉附隨罷在候二付、瑞雲院様（蜂須賀家政）え従秀吉公御附置被成御座候。御附人七人之面々え従幅聚院様被下置候連名之御書、西尾数馬家二所持仕罷在候。長曾我部元親御退治之節、従播州龍野御供仕罷越候。以後為北方筋押板野西郡西条之城御預被遊、御家老並二被仰出、人数三百斗ニテ罷在候。（中略）監物甥毛利兵橋ヨリ秀吉公二仕、豊後国木付城主領地六万石秀吉公御書私家二所持仕罷在候。内名當森兵吉毛利兵橋と 両様御座候、只今御旗本御小姓組三百石、監物儀及晩年候間、彼方え引取申度旨御所望仕候、元來監物儀も相合候旨越御座候二付、老年ニ罷成候間、兵橋方之罷越候。

同姓其上等御座候岡本勘右衛門勘右衛門高  
五百石被下置相續罷 仰自被下依被奉觀置別髮仕  
宗慶与相改罷 仰虫與御座内兵橋方は罷越依追為  
奉觀置通助右衛門相續罷 仰自依宗慶儀兵橋方は  
引越依上追為従秀吉公萬石被下伏見仕居仕依共  
又京都仕居仕依共申傳仕右監物甥森兵吉重政等  
森勘八高政後七利御守与相當依各始信長公は仕申依處  
秀吉公は賜播磨國時信長公依命秀吉公は仕申依  
天正十年年月日相分不申依於中國秀吉公与毛利輝元被  
御對陣御和睦之節古兩人従秀吉公為人賞輝元被は  
被差越依追為秀吉公被相矣依節兵吉は従輝元被  
大江姓毛利与可相改身被 依自依自毛利兵橋与相改  
申依其後従秀吉公豊後國賜木付城知行六万石  
毛利豊後守与相改申依慶長二兩年丑月日相分不申依  
於木付城病免仕依早竟監物儀彼方は罷越依二付  
古之勢及相認罷

毛利重政や弟高政の事蹟を記す

（一）は筆者の注

とある。その後剃髪して「宗慶」と改め、兵橋方え引つ越してから、「従秀吉公高千石被下、伏見に住居仕候共、又ハ京都二居住仕候共申伝候」とある。そして続けて、監物甥森兵吉重政・弟森勘八高政について、次のように記してある。

森勘八高政、後毛利伊勢守と相改申候。只今豊後佐伯御城主ニテ御座候。始信長公え仕申候処、秀吉公え賜播磨国時、信長公依命秀吉公え仕申候。天正十午年月日相分不申候。於中国秀吉公と毛利輝元様对阵御和睦の節、右両人従秀吉公為人質輝元様え被差越候。追テ秀吉公被相戻候節、兵吉え従輝元様大江姓毛利と可相改被仰出二付、毛利兵橋と相改申候。其後従秀吉公豊後国贈木付城、知行六万石毛利豊後守と相改申候。慶長二酉年五月日相分不申候。於木付城病死仕候。

とある。

監物子孫十二代森久兵衛（十三代恒太郎は高四百石）が記した先祖書によると、木付城主六万石の秀吉よりの書状を（今に）所持しているという。そしてその宛名書

には、森兵吉・毛利兵橋と両方があるという。（秀吉よりの書状は、一通のみではなく複数あるということか）。兵橋というのは、只今の旗本三百石の御小姓組毛利家であるという。甥重政の子重次は幼少で父を亡くしたため、近親の監物に重要書類を預けたのであろうか。

正式な藩への提出書類であり、その中に詳述する以上、豊臣秀吉書状の中味や監物並びに甥重政の事蹟は、史実とみていいのではないだろうか。

『増補駒井日記』（平成四年十月、文献出版）の文禄二年后九月十四日の条によると、

- 一 豊後ヨリ検地帳到来候、都合四拾貳万石御座候。
- 一 太田小源吾（一吉）大野郡日向境五万三千貳百壹石八斗御代官、此内ヲ以自分ニ、壹万石被下候。

（中略）

- 一 相残所ハ宮部法印（継潤）御代官ニテ候。乍去近日毛利兵橋・宮木長仁（豊盛）など、可被遣由二候。（十五頁）

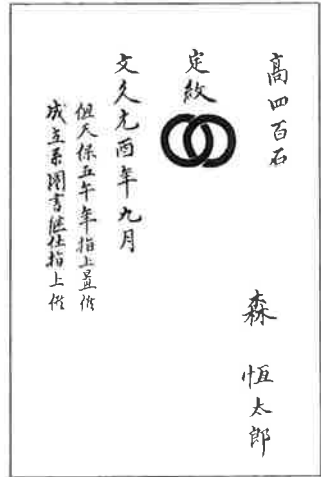
とある。

これによると、近日中に毛利重政・宮木豊盛らを豊後に遣わすとある。『寛永諸家系図伝』（第十二・一八五頁）

には、重政は文禄二年豊後木付城に入るとある。また「豊後国検地」には、「其後速見郡一郡代官として、文禄三年申午二月五日毛利兵橘重政下着、同国日出城居住云々」（『日出町誌』史料編、昭和六十一年・日出町、四七〇頁）ともある。重政は前書にもある如く、ほぼ宮木豊盛と同時期に、豊後へ入国して来たものと思われる。

また豊盛については、日田市教育委員会所蔵の文禄三年正月二十八日付秀吉より宮木長次あての朱印状によると、「豊後国以玖珠郡内日田郡之内合五千石事、令扶持之訖、全可領知候也」とあり、宮木の日田入部はこれ以降ということになる。

なお『日田市史』の筆者は右の朱印状を紹介して、「特



初代監物の子孫森恒太郎が成立書・系図を書き継いで提出している

に代官と記していないがその内容から判断して、また日田の史書などの記事を参考として、代官とした」（一九六頁）という。しかし前書に従えば、五千石の扶持宛行であり（領主）、代官管理地は別である。

（平成十八年七月二十二日）



佐伯市養賢寺毛利高政廟